

# ITの利活用と 個人情報保護・ プライバシー権

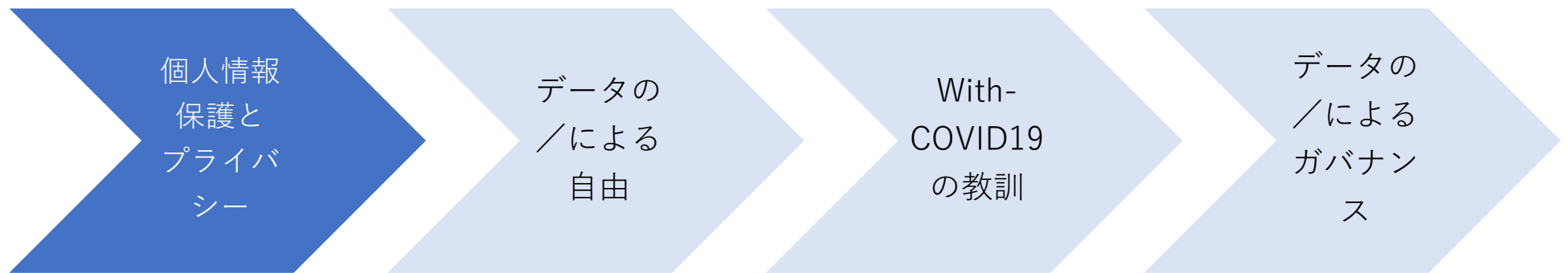
2020/07/30

公益財団法人日弁連法務研究財団・

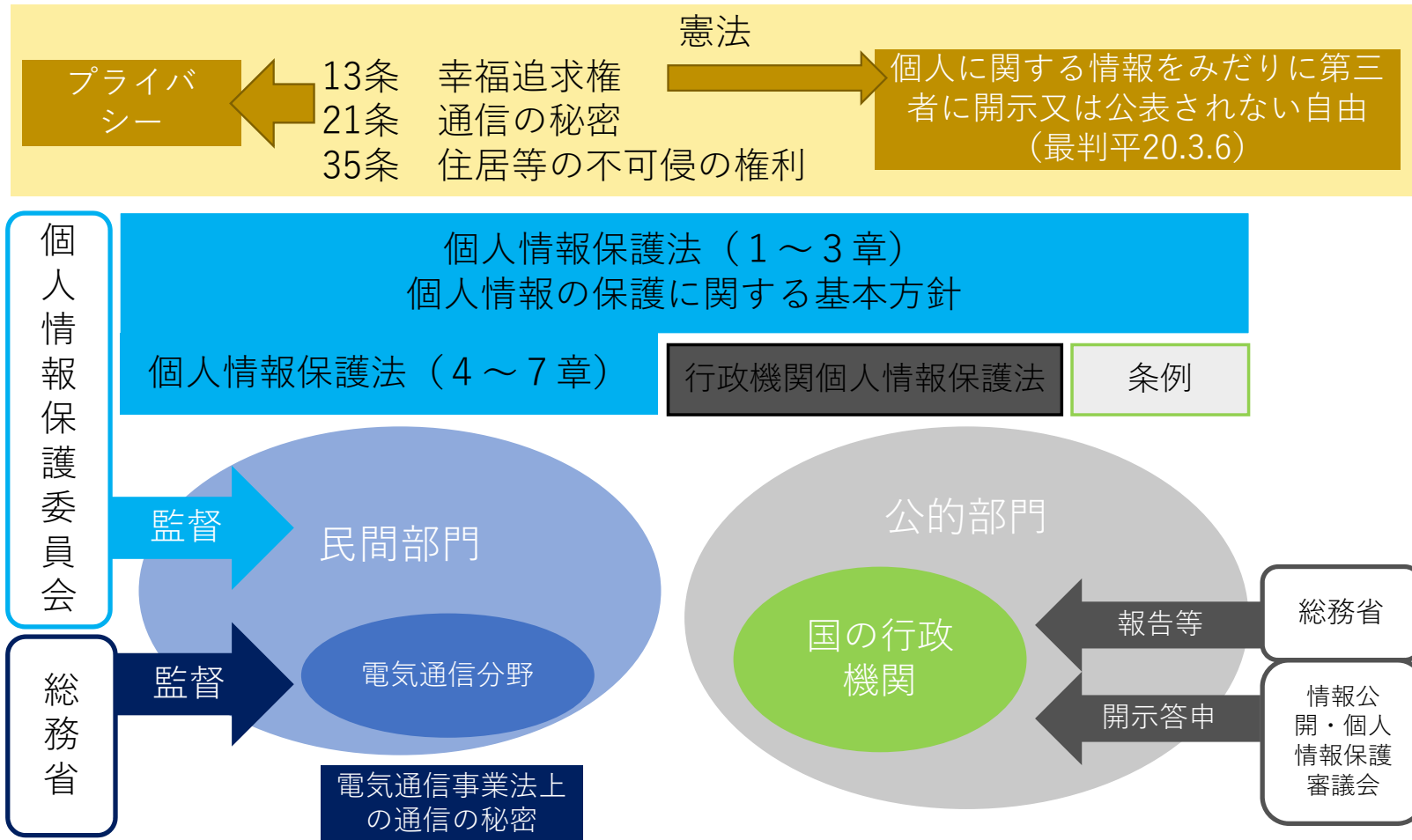
第一東京弁護士会総合法律研究所 I T 法研究部会

シンポジウム「新型コロナ感染症対策におけるIT活用とプライバシー」

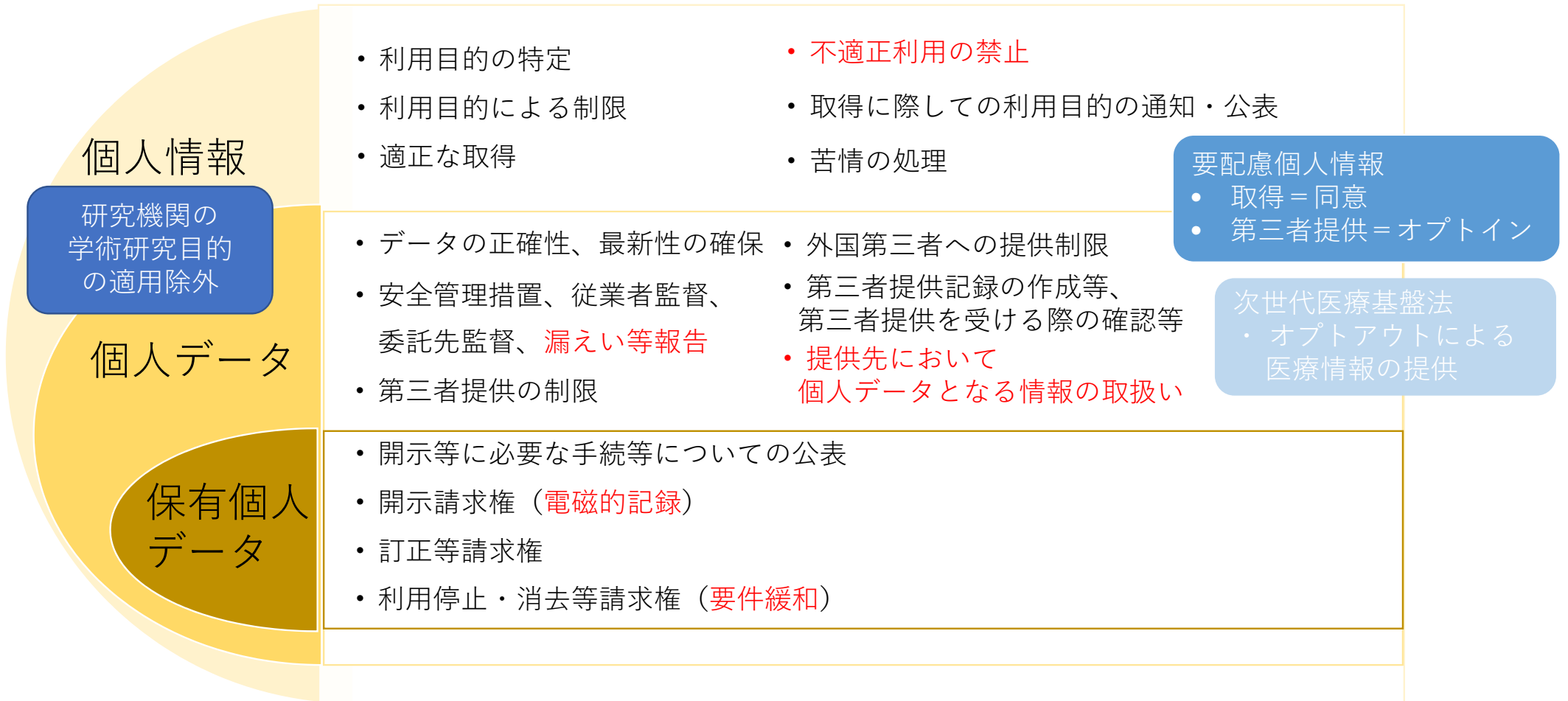
東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿



# 個人情報保護・プライバシー・通信の秘密



# 個人情報取扱事業者の義務



# 個人情報保護とプライバシー

プライバシー	個人情報保護
私生活上の自由・平穏を 内容とする基本的人権	事業者による個人情報の取扱い に対する、 分野横断的な行政規制
情報の内容・性質・文脈等 に応じ保護の要請が変化	事業者・本人間の権限分配によ り、個人情報の有用性、行政の 適正・円滑な運営との バランスを図る
主観的な感覚と 紛争後の比較衡量	過剰規制または過少規制のおそ れ



# 「ネットワーク空間」の生成

サイバー空間とフィジカル空間の融合の進展

- ①あらゆる情報がデータ化・分析可能
- ②膨大なデータと利用者の限定合理性
- ③情報のパーソナライズ化
- ④情報収集・拡散の加速化
- ⑤アーキテクチャを通じたプラットフォームによる情報の管理

社会の基本単位たる個人の動揺

デジタル現存在に配慮する国家  
(Digitale Daseinsvorsorge)へ

データのガバナンス／自由と  
データによるガバナンス／自由

# データのガバナンス／自由と データによるガバナンス／自由

	ガバナンス	自由
データの	<ul style="list-style-type: none"><li>• 個人情報保護法制</li><li>• プライバシー・ガバナンス</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 私生活の平穩</li><li>• データ基本権 (情報自己決定権・自己情報コントロール権)</li></ul>
データによる	<ul style="list-style-type: none"><li>• ガバナンス・イノベーション</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• デジタル社会における個人の尊重の実現</li><li>• サービスの高度化</li><li>• 民主主義社会の発展</li></ul>

# データの自由

	個人→社会・政府	個人・社会→政府
データによる自由 (データによる個人的・社会的利益の享受)	知る権利	報道の自由
	情報銀行	
データへの自由 (データの管理、アクセス)	自己情報コントロール権 利用停止権 (利用されない権利)	議会制度 取材の自由 情報公開 データ ポータビリティ
データからの自由 (データ化されない自由)	プライバシー (私生活の平穩)	通信の秘密 住居の不可侵
	プロファイリングの規律	
	忘れられる権利	スコアリングの規律



# Yahoo!・厚労省の情報提供協定

- どのようなデータなのか？
  - 基地局情報：場所と人、粗い、ドコモモバイル空間統計
  - GPS情報：場所と人、細かい、キャリアは原則持たない
  - 検索結果×位置情報：場所と人の頭の中
- どのような文脈で取得された情報なのか？
  - このために新たに同意により取得した情報（LINE）
  - 既存の目的で取った情報の二次利用（Yahoo!）

<https://linecorp.com/ja/pr/news/ja/2020/3148>

<https://about.yahoo.co.jp/pr/release/2020/04/13b/>



# Yahoo!・厚労省の情報提供協定

- 政府のガバナンス体制は？
  - 利用目的
  - 情報の範囲、保存期間
  - 安全管理措置
  - 関係者の範囲
  - 公表の方法
  - 第三者的チェック
- 利用者保護を求められる民間企業との協定で条件がつくことに

なお、本協定締結については、ヤフーが設置するプライバシーに関する外部有識者で構成される会議体（プライバシーに関するアドバイザリーボード）（※3）の座長を務める宍戸常寿教授（東京大学大学院法学政治学研究科）から以下のようにコメントいただきました。

「ヤフーと政府の間の協定が定める統計データ提供の取り組みは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という現在の過酷な状況下において、有益な施策の基礎となることが期待されます。しかし、この取り組みが適正に実施されるためには、いくつかの重要な課題をクリアしなければなりません。このため、私たち『プライバシーに関するアドバイザリーボード』は、これまでヤフーに対して、さまざまな助言を行ってきました。

そのようなプロセスを経て、今般、協定の内容として、政府が提供データの利用目的を確約し、その利用の成果を適切な時期に公表すること、適正な利用が担保されない場合などにヤフーが分析結果の提供を中止できることを、ヤフーと政府が合意したことは、大きな意義があるものと、私たちは評価しています。

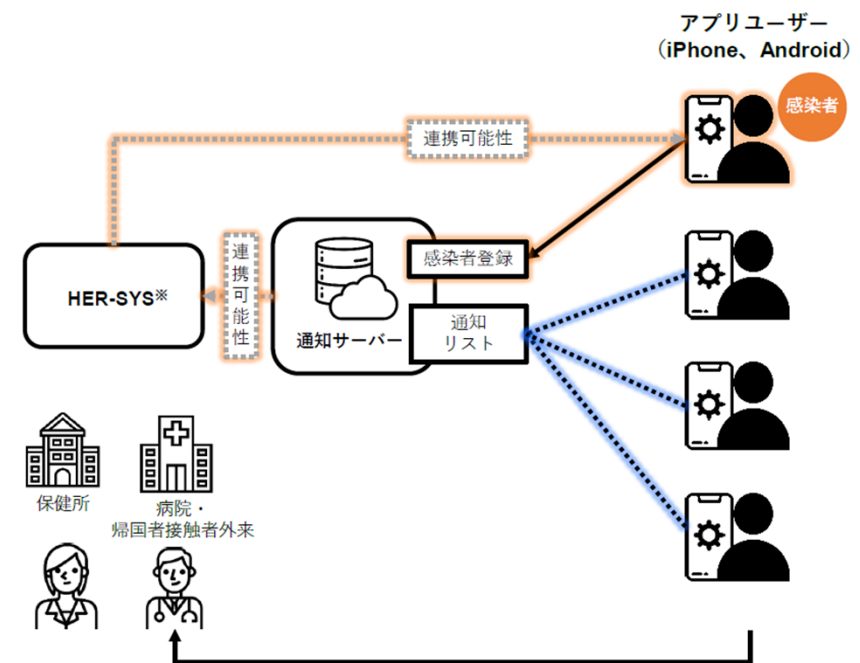
この取り組みの実施にあたっては、ヤフーがサービス利用者のプライバシーを十分に保護することはもちろん、こと政府において、提供データが適正に利用されることを担保するために自身のガバナンスを機能させた上で、当該データを国民のために有効に活用していくことが極めて重要です。

この取り組みは、民間企業と政府が連携したデータ利用の在り方について、今後求められる仕組みのモデルとなるという点でも、先鞭をつける試みでもあります。私たち『プライバシーに関するアドバイザリーボード』は、この取り組みが、重要な課題をクリアした上で適正に、かつ透明性を高めた形で実施されるよう、また、その他のヤフーによる取り組みも含めて、利用者の視点や利益を踏まえながら、引き続き助言を行っていきます。」

<https://about.yahoo.co.jp/pr/release/2020/04/13a/>

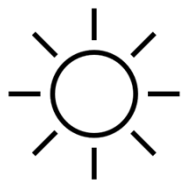
# 接触確認アプリについて

- Google・AppleのBluetooth機能提供による協力
  - 端末間（人と人に近い）の接触、プライバシー配慮、本人同意
    - ⇔「国外事業者にふりまわされた」
    - ⇔アプリの利用目的（本人の行動変容、陽性者接触について通知を受ける）に「積極的疫学調査を盛り込みたい」
- 厚労省のHER-SYSとの連携可能性
  - 個人情報保護の監督監視体制が十分でない
  - アプリとの深い連携によるプライバシーリスクが評価できない→利用者への十分な説明ができない→普及の障害
- 利用者がアプリを入れるメリット？



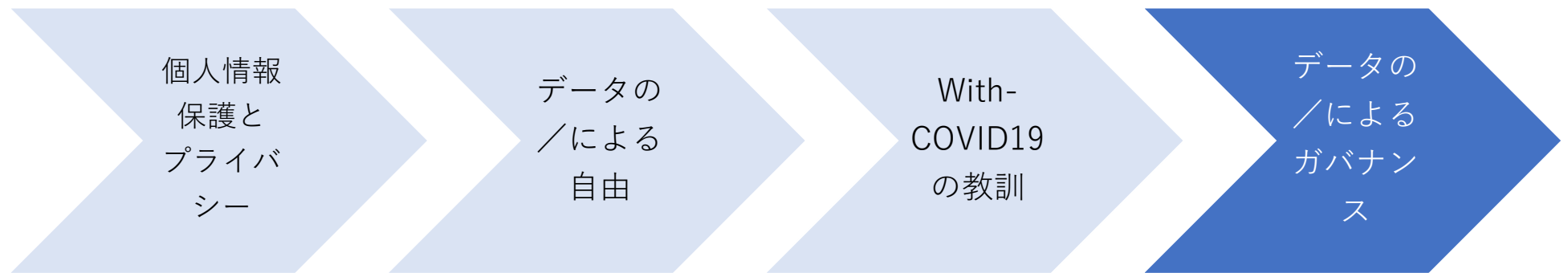
# With COVID-19から見えた課題

- DFFTにはB2G・G2G（国・地方）のデータ流通が不可欠
- 「プライバシー v s 公衆衛生」等の安易な図式に逃げ込まない
- データ利活用のメリットが行政や医療サービスを通じて国民に還元されるべき
- 具体的なデータ利活用のあり方に即した、具体的なプライバシーリスクを踏まえた、様々な視点からの議論の必要



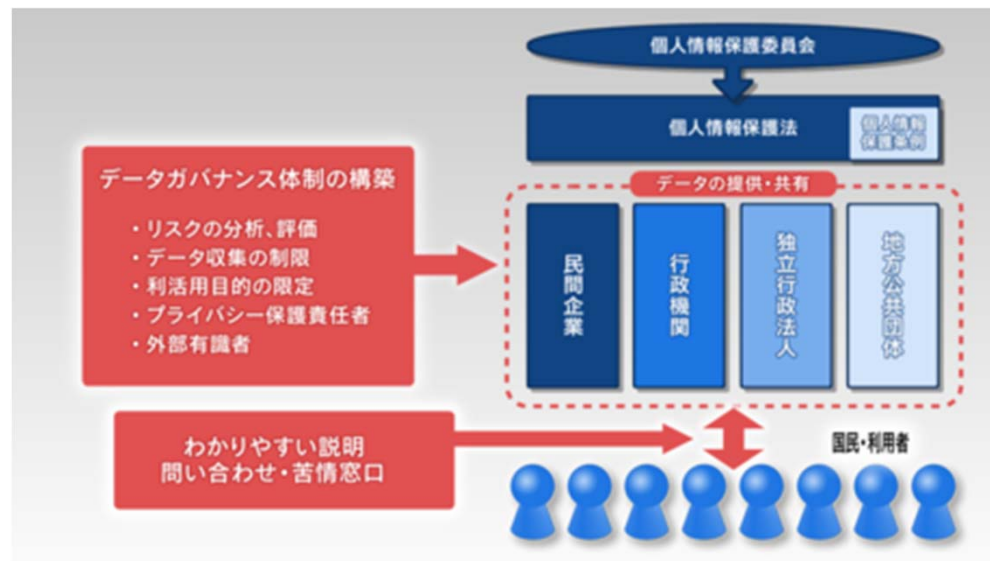
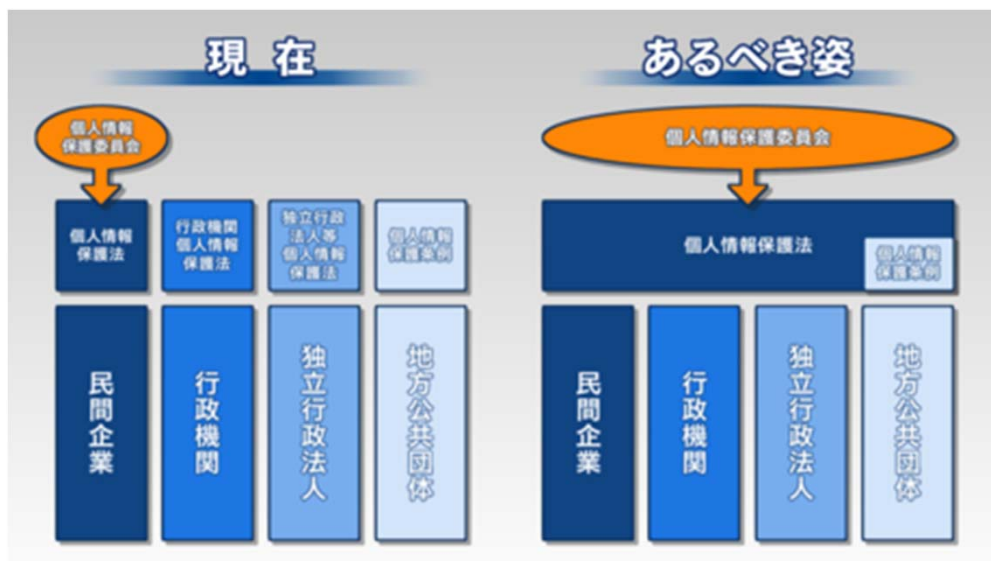
## With COVID-19から見えた課題

- データ流通の基礎となる個人情報保護法制（特に公的部門の監視監督体制）の不備
  - ※米上院の提案  
“Public Health Emergency Privacy Act”
- 公益の内容・性質や実効性との複雑な比較衡量、プライバシーリスクの発見・評価、制度を適法・実効的に構築・運用できるガバナンス体制の構想
  - ※「COVID-19データベース構想」



# データのガバナンス

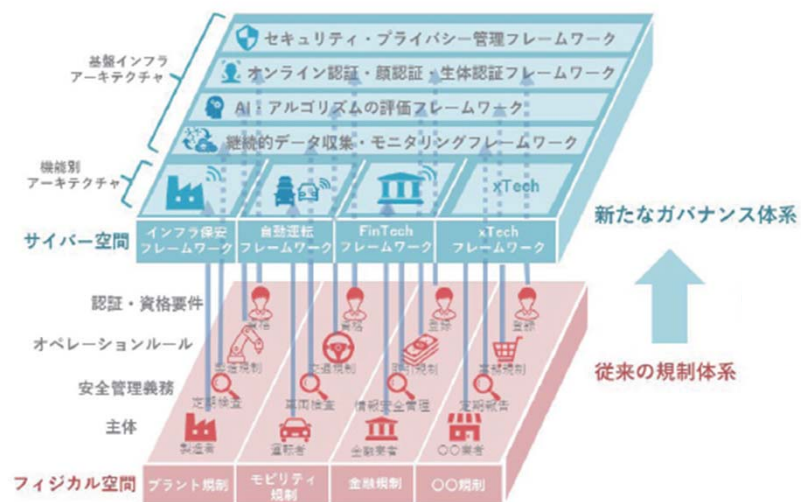
- 最低限の統一的ルールとしての個人情報保護法制の整備
- 1事業者—1サービス—1消費者を前提とする法制からデータシェアリングを前提にする法制へ
- 複雑なプライバシー問題への対応の枠組み構築



穴戸常寿「デジタル化社会の現状と課題 ～データ活用とプライバシー保護の両立のために～」(NHK「視点・論点」7月20日)  
<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/432938.html>

# データによるガバナンス

- サイバー空間とフィジカル空間の融合を可能にする規制改革  
(左：経済産業省Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会報告書)
- ネットワーク空間の公共性を考察し、規制改革を実現しうよう、  
データを活用した行政改革・公務員改革  
(右：行政改革推進本部デジタル時代における今後の行政改革の基本的方向性(仮)中間報告書案)



○デジタル時代における変化に対応して「求められる行政」を実現するためには、public（公共性）とは何かということを不断に問い直し、その中における行政の役割を踏まえて、行政組織・配置、人材管理に及ぶ幅広い行政改革に取り組んでいくことが不可欠ではないか

○行政組織等の改革は、行政手法等の見直しの後追いとなるものではなく、組織体制の検討から考えることも重要ではないか

例

- 行政（国・地方）の担う業務の範囲や官民分担の見直し（民間の価値創造力を活用）
- 産業構造や国民ニーズの変化に対応した組織見直し（現行の縦割り組織の見直し、組織改編の柔軟化、府省・部局を超えたデータの共有で縦割り行政排除、特定の分野で急に進展した技術革新にも迅速に対応できる柔軟な体制）
- リアルタイムデータを前提とした施設・危険物等の管理・監視体制の確立
- デジタル時代の問題対応や救済を担う第三者的体制、行政評価体制の整備（人事、文書、会計等の官房機能に「情報・データ管理」を追加）
- ガバメントD X体制の確立、人材の確保・育成（各省における推進体制とその連携を担う政府横断的な中核体制を整備、改革の現場では若手を登用して実験的に試行、民間人材も柔軟に登用して、アイデアを迅速に具体化）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191226001/20191226001-3.pdf>

<https://www.gyokaku.go.jp/houkousei/index.html>

ご清聴ありがとうございました。